令和４年２月２２日

ＰＴＡ会員の皆様

奈良県立高田高等学校
ＰＴＡ会長　右馬良平

令和３年度ＰＴＡ諸会費の返金について（お知らせ）

春寒の候、会員の皆様方には、ますますご清祥のことと存じます。

平素はＰＴＡ活動にご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度はコロナ禍で、諸活動が中止または縮減されたことなどに伴い、ＰＴＡ会費等に剰余金が生じました。このことについて、令和３年１１月９日(火)に開催されましたＰＴＡ第２回役員会・学年委員会において、「令和３年度のＰＴＡ諸会費において、剰余金が生じた場合は、積み立てずに返金する。」との決定をいただきました。

つきましては、下記の要領で返金させていただきますので、ご査収ください。

記

１　返金額　　生徒一人あたり４,３００円
２　返金方法　　「ＰＴＡ諸会費引き落とし口座」への振り込み
３　返金時期　　令和４年３月下旬
４　その他　　学校の学年会計・学級費の返金と合算し、振り込み手数料を差し引いた額を返金します。

追伸、「ＰＴＡ諸会費引き落とし口座」につきまして、名義変更や解約が有りましたら返金出来ません。名義変更や解約された方は、３月４日(金)までに本校事務室(０７４５－２２－０１２３、担当：堀本)へ必ずご連絡ください。